

阿賀野市条例第14号

阿賀野市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年阿賀野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。